

高知家の魚応援店制度実施要領

(目的)

第1条 本県に水揚げされ、又は本県で生産された生鮮魚介類若しくはこれらを主たる原料として製造された水産加工品（以下「県産水産物」という。）を積極的に取り扱い、PRすることに協力する高知県外の飲食店等を「高知家の魚応援の店」（以下「応援の店」という。）として、「応援の店」への県産水産物の販売を希望する県内事業者を「高知家の魚応援店制度参画事業者」（以下「県内参画事業者」という。）として登録し、「応援の店」及び「県内参画事業者」の情報交流等の促進を図ることで、県産水産物の地産外商を推進する。

(応援の店の対象)

第2条 次のいずれかに該当する高知県外の飲食店等を対象とする。

- (1) 県産水産物を取り扱っている飲食店等。
- (2) 県産水産物の取扱いに関心がある、又はPRに協力的な飲食店等。

(応援の店の登録)

第3条 登録の申し込みは、別添第1号様式「高知家の魚応援の店」登録申込書に必要事項を記載して高知県（以下「県」という。）に提出すること。

- 2 県は、第1号様式を受理し、その登録を認めたときは申込みがあった「応援の店」に対し別添第3号様式「高知家の魚応援の店」登録通知書及び予算の範囲内で別に定める登録証を交付するものとする。

(県内参画事業者の対象)

第4条 高知県内で水産業又は水産加工業を営む者で、「応援の店」への県産水産物の販売を希望する者を対象とする。

(県内参画事業者の登録)

第5条 登録の申し込みは、別添第2号様式「高知家の魚応援店制度」参画事業者登録申込書に必要事項を記載して県に提出すること。

- 2 県は、第2号様式を受理し、その登録を認めたときは、申込みがあった「県内参画事業者」に対し別添第4号様式「高知家の魚応援店制度」参画事業者登録通知書を交付するものとする。
- 3 第2項により登録された「県内参画事業者」をもって、「高知家の魚応援店制度参画

事業者会」（以下「参画事業者会」という。）を構成する。

4 県は以下の事項について、必要があると認められる場合は「参画事業者会」を開催する。

- (1) 本制度の運営方法に関する事。
- (2) 県内参画事業者間の連携に関する事。
- (3) その他、本制度に関する事。

(情報の提供及び共有)

第6条 「応援の店」及び「県内参画事業者」が、それぞれ第3条及び第5条で県に提供した詳細情報は、県が取りまとめを行い双方に提供する。ただし、「応援の店」又は「県内参画事業者」がやむを得ない事情により情報提供を希望しない場合は除く。なお、県が得た情報は県の関係機関と共有することとし、それ以外に公表しない。

(県の取組み内容)

第7条 県は、「応援の店」及び「県内参画事業者」に対し予算の範囲内で以下の取組みを行う。

- (1) 県のホームページを活用した「応援の店」の基本情報の掲載（「応援の店」が掲載を希望しない場合を除く）
- (2) 「応援の店」からの要望による県産水産物等のPR資材類の提供
- (3) 「応援の店」への県産水産物、その他県産品情報の提供
- (4) 「応援の店」へのサンプル提供
- (5) 県産水産物を使用したフェア、商談会、産地見学会の開催等

(留意事項)

第8条 「応援の店」及び「県内参画事業者」は、以下のことに留意すること。

- (1) 「応援の店」及び「県内参画事業者」が取引を行う場合は、双方が誠実に対応するものとし、双方間で生じたトラブルに関しては当事者間で解決すること。
- (2) 「応援の店」を県のホームページ等で紹介したことにより「応援の店」と消費者等との間で生じたトラブルに関しては、県の責に帰すべき事情がある場合を除き、当事者間で解決すること。
- (3) 本事業の成果を把握する目的で、県が実施する調査等に対して営業に支障のない範囲で協力すること。なお、調査等により県が知り得た情報は、「応援の店」及び「県内参画事業者」が特定される内容での公表は行わない。
- (4) 「応援の店」は第3条第2項の登録証を、営業に支障のない範囲で店頭又は店内に

掲げること。

(登録期間)

第9条 「応援の店」及び「県内参画事業者」の登録期間は、登録日から平成32年3月31日までとする。

(登録内容の変更、登録の取り下げ及び登録の取り消し)

第10条 「応援の店」及び「県内参画事業者」は、登録内容に変更が生じた場合又は登録を取り下げようとする場合は、「応援の店」については別添第5号様式「高知家の魚応援の店登録変更・取下げ申出書」を、「県内参画事業者」については別添第6号様式「高知家の魚応援店制度参画事業者登録変更・取下げ申出書」を県に提出すること。

2 県は、「応援の店」又は「県内参画事業者」が法令違反や第8条第1項第1号及び第2号に反する行為を行ったと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

3 県は、インターネット上（大手グルメサイト等）で「応援の店」の閉店が確認できる場合、電話が通じない場合（音声案内により当該番号が使用されていない）等、「応援の店」が閉店していると判断できる場合は、「応援の店」から別添第5号様式「高知家の魚応援の店登録変更・取下げ申出書」の提出の有無によらず県の判断で登録を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成26年3月20日から施行し、平成29年3月31日をもってその効力を失う。

附則

この要領は、平成27年3月9日から施行する。

附則

この要領は、平成28年3月28日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月28日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成32年3月31日をもってその効力を失う。